

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年十一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月二十六日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

路 線 名	飯能下名栗線
供用開始の区間	飯能市大字原市場字原郷六三四番一地 先から同市大字上赤工字山根三〇九番 二地先まで
供用開始の期日	令和元年十一月二十六日
備 考	平成二十七年八月七日 付け埼玉県飯能県土整備 事務所長告示第五号で告 示した道路予定区域の供 用開始である。 延長一五〇・〇〇メー トル